

第10期
羅臼町分別収集計画

令和5年4月

北海道 羅臼町

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に 関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られている分別基準適合物の特定分別 基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第 6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

羅臼町は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、第8条」に基づいて、平成16年6月より一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集を行っており、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図るために取り組みを進めている。

この計画は、具体的な推進方策を明らかにし、地域住民が一体となった循環型社会の形成を図ることを目的として、第9期計画を引き継ぐ形で策定する。

また、令和4年4月1日にプラスチック資源循環法が施行となったことに伴い、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集等についても、今後、検討していく必要がある。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向は、次のとおりとする。

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル（3R）を基本とした地域づくりの推進。
- ② 住民、行政、事業所、滞在者等、すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、無色ガラス容器、茶色ガラス容器、その他ガラス容器、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ、その他プラスチック製容器包装、スチール製容器、アルミ製容器を対象とする。(11種類)

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物(単位:トン)	328	318	308	298	289

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。尚、実施にあたっては、町民、事業者等の協力、連携のもと積極的な活動を推進する。

① 啓発活動の推進

広報、ゴミ分別一覧表を配布し、ゴミの排出抑制、分別排出、リサイクル意識の高揚や適正処理についての啓発活動を強化する。

② 集団回収の支援

新聞、雑誌、飲料用紙製容器包装の古紙を回収する各町内会や団体の活動を支援する「還元金制度」を継続実施し、排出抑制効果を図る。

③ 環境教育の推進

学校や地域社会の場におけるリサイクルの取り組みやゴミ収集、分別収集現場の見学会を開催し、ゴミに対する関心を高める教育活動を積極的に取り組む。

- ④ 買い物袋持参の促進
買い物袋やマイバックの持参の普及啓発を行う。

- ⑤ リサイクルに有利な製品の活用
リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売を促進する。



▲小学校の清掃センター見学会

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

法に基づいて容器包装廃棄物を分別収集する対象品目11種類を収集する機材や人員等の収集体制、選別や処理あるいは保管するための施設の整備計画、最終処分場の残余容量等を総合的に勘案し、収集に係る分別の区分は下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆを充填するためのもの	ペットボトル
白色の発砲スチロール製トレイ	白色トレイ
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られている分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの
量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の
量の見込み
(法第8条第2項第4号)

《単位：t》

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
スチール製容器	20.2		19.6		19.0		18.4		17.8	
アルミ製容器	26.6		25.7		24.9		24.2		23.4	
無色の ガラス製容器	合計	18.2	合計	17.6	合計	17.1	合計	16.5	合計	16.0
	引渡量	18.2	引渡量	17.6	引渡量	17.1	引渡量	16.5	引渡量	16.0
	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0
茶色の ガラス製容器	合計	25.0	合計	24.2	合計	23.5	合計	22.7	合計	22.0
	引渡量	25.0	引渡量	24.2	引渡量	23.5	引渡量	22.7	引渡量	22.0
	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0
その他の ガラス製容器	合計	13.0	合計	12.6	合計	12.2	合計	11.8	合計	11.5
	引渡量	13.0	引渡量	12.6	引渡量	12.2	引渡量	11.8	引渡量	11.5
	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0
飲料用紙製容器包装	1.3		1.3		1.3		1.2		1.2	
段ボール	161.8		156.8		151.9		147.2		142.6	
その他の 紙製容器包装	合計	11.0	合計	10.6	合計	10.3	合計	10.0	合計	9.7
	引渡量	11.0	引渡量	10.6	引渡量	10.3	引渡量	10.0	引渡量	9.7
	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0
ペットボトル	合計	24.5	合計	23.8	合計	23.0	合計	22.3	合計	21.6
	引渡量	24.5	引渡量	23.8	引渡量	23.0	引渡量	22.3	引渡量	21.6
	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0
その他の プラスチック製 容器包装	合計	26.0	合計	25.2	合計	24.4	合計	23.7	合計	22.9
	引渡量	26.0	引渡量	25.2	引渡量	24.4	引渡量	23.7	引渡量	22.9
	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0
うち白色 トレー	合計	1.0	合計	1.0	合計	1.0	合計	0.9	合計	0.9
	引渡量	1.0	引渡量	1.0	引渡量	1.0	引渡量	0.9	引渡量	0.9
	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0	独自処理量	0.0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

※人口変動率は、羅臼町の過去の人口推移をもとに、次のとおり設定した

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
4,215人 (対前年度比)	4,085人 (対前年度比)	3,958人 (対前年度比)	3,835人 (対前年度比)	3,716人 (対前年度比)
96.9%	96.9%	96.9%	96.9%	96.9%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

【分別収集の実施主体】

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による分別収集	町
	アルミ製容器			
びん	無色ガラス製容器	びん類	町による分別収集	町
	茶色ガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町による分別収集	町
	段ボール	段ボール	資源回収活動団体による収集	団体
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	町による分別収集	町
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による分別収集	町
	トレイ	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6項)

【分別収集の用に供する施設計画】

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係わる 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	指定袋	4 tトラック車	町 (選別・圧縮)
アルミ製容器				
無色ガラス製容器	びん類	指定袋	4 tトラック車	リサイクルセンター (圧縮・梱包)
茶色ガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル トレー	指定袋	4 tトラック車	リサイクルセンター (圧縮・梱包)
トレー				
飲料用紙製容器	紙パック	紐かけ	4 tトラック車	町
段ボール	紙類	紐かけ	4 tトラック車	町
その他の紙製容器包装	紙類	指定袋	4 tトラック車	リサイクルセンター (圧縮・梱包)
その他のプラスチック製容器包装	その他プラスチック	指定袋	4 tトラック車	リサイクルセンター (圧縮・梱包)

【分別収集に必要な施設計画】

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
【排出段階】 1 排出容器 ①指定袋	A.缶類（アルミ缶、スチール缶一括） B.びん類（無色、茶色、その他一括） C.ペットボトル・トレー D.その他紙製容器包装 E.その他プラスチック	A B C・D・E リサイクルセンター 処理方式：圧縮、梱包 処理能力：4.9 t / 日	町	H16.7月 供用開始
②紐で縛る	F.紙パック G.段ボール	リサイクルセンター 処理方式：圧縮、梱包 処理能力：4.9 t / 日	町	同上
2 集積場所	A～G	従来の集積場所の利用	住民	

【分別収集に必要な施設計画】

施設の種類	対象とする容器包装 廃棄物の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、 数量等）及び整備計画	管理 主体等	参考欄 （現有施設状況）
【運搬段階】 1 専用車両	容器包装全品目	型 式：平ボディ車 積載量：4 t 数 量：1～2台	町	H16.6月より 実施
【中間処理段階】 1 ストックヤード	容器包装全品目	形式：上屋付きストックヤード 保管面積：計280㎡程度 ・スチール缶 10㎡程度 ・アル缶 10㎡程度 ・カレット 96㎡程度 ・ペットボトル 35㎡程度 ・その他プラ 35㎡程度 ・トレ・発砲S 4㎡程度 ・紙パック 18㎡程度 ・段ボール 36㎡程度 ・その他紙 36㎡程度	広域連合	H16.7月より 供用開始 設置主体： 広域連合 使用町： 中標津町 標津町 羅臼町
2.圧縮設備	A.缶類	型式：プレス機 数量：1基	広域連合	
3.破碎設備	B.ガラスびん	型式：カレット用破碎機 数量：1基		
4.圧縮梱包装置	C.ペットボトル	型式：プレス式 数量：1基		
	D.その他プラスチック 製容器包装 段ボール	型式：プレス式 数量：1基		
	E.紙パック その他紙製容器包装	型式：プレス式 数量：1基		
5.減容機	F.トレ	型式：減容機 数量：1基		

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画を実行するため、次に掲げる事項について取り組むこととする。

- ① 市民の積極的な協力が得られるよう広報や分別一覧表の配布、防災行政無線の活用、各町内会への協力要請等により周知を図っていく。
- ② 各町内会、団体の古紙回収を促進するため、「還元金制度」をもって支援を行う。
- ③ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行うこととする。